

岸和田市道路位置指定基準

令和5年4月

岸和田市

目 次

第 1 条	目的
第 2 条	道路の配置及び設計の原則
第 3 条	事前協議
第 4 条	指定道路工事の施工及び検査
第 5 条	接続道路
第 6 条	袋路状道路
第 7 条	指定道路の延長制限の起算点の特例
第 8 条	指定道路の幅員
第 9 条	指定道路のすみ切り
第 10 条	指定道路の延長及び本数
第 11 条	自動車の転回広場
第 12 条	指定道路の構造
第 13 条	指定道路の付属物
第 14 条	指定道路の突出物
第 15 条	排水施設
第 16 条	標識の設置

- 参考 1. 岸和田市建築基準法施行細則様式第 1 号
2. 添付書類及び指定図面作成要領

岸和田市道路位置指定基準

令和5年4月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、その具体的な基準を定めることにより、本市における良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(道路の配置及び設計の原則)

第2条 道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、周辺の土地利用状況等を勘案し、関係法令及び岸和田市開発行為等の手続等に関する条例（平成22年3月23日条例第4号。以下「条例」という。）に適合させることのほか、この基準に適合しなければならない。

(事前協議)

第3条 道路の位置の指定を受けようとする者、変更又は廃止をしようとする者（以下「開発者」という。）は、指定道路に関する工事に着手する前に、あらかじめ条例による事前協議を行わなければならない。

(指定道路工事の施工及び検査)

- 第4条 開発者は、前条による事前協議終了後、工事に着手することができるものとする。
- 2 指定道路に関する工事の施工に際しては、周辺の環境及び公共施設を損なわないよう配慮し、支障が生じた場合は、開発者は誠意をもって適切な措置を講じなければならない。
 - 3 開発者は、指定道路の路盤工事が完了したときは、原則として中間検査を受けるものとする。
 - 4 開発者は、指定道路に関する工事が完了したときは、岸和田市建築基準法施行細則（昭和60年3月29日規制第4号）第3条の規定に基づき道路の位置の指定（変更の承認、廃止の承認）申請書（岸和田市建築基準法施行細則様式第1号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(接続道路)

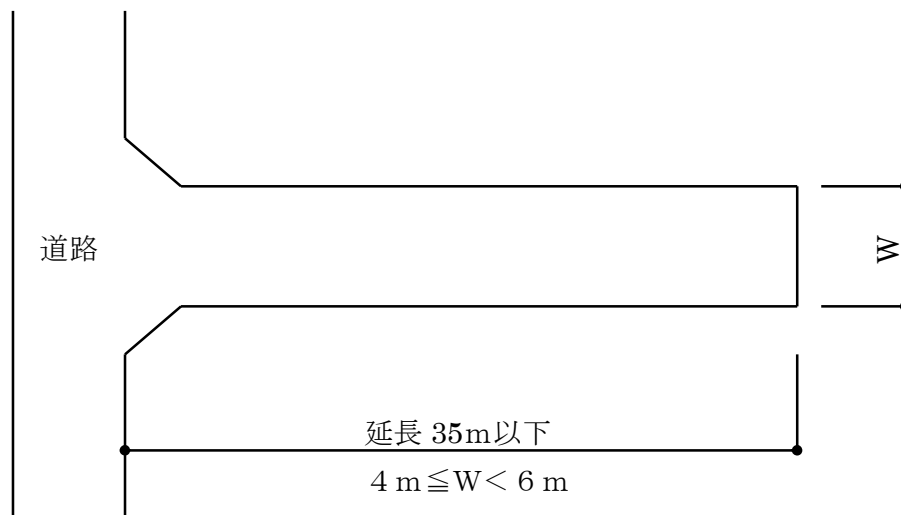
第 5 条 指定道路は、原則としてその両端を次の各号に規定する道路（以下「他の道路」という。）に接続しなければならない。

- (1) 法第 42 条に規定する道路で、現に幅員が 1.8 メートル以上あり、かつ車両が通行できる道路。
- (2) 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可に関する基準（以下「法第 43 条第 2 項第 2 号許可基準」という。）に掲げる公共用通路であり、有効幅員が 4.0 メートル以上のもの。
- (3) 法第 43 条第 2 項第 2 号許可基準に掲げる道路状空地であり、現に幅員が 1.8 メートル以上あり、かつ車両が通行できる市認定道路。

(袋路状道路)

第 6 条 指定道路が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず袋路状道路（その一端のみが他の道路に接したものをいう。（以下この基準において同じ。））とすることができる。

- (1) 自動車の転回広場（以下「転回広場」という。）がない場合で、次のいずれかに該当する場合。
 - ア 指定道路の延長が起算点から 35 メートル以下のもので、有効幅員が 4 メートル以上 6 メートル未満のもの。
 - イ 指定道路の延長が起算点から 50 メートル以下のもので、有効幅員が 6 メートル以上のもの。



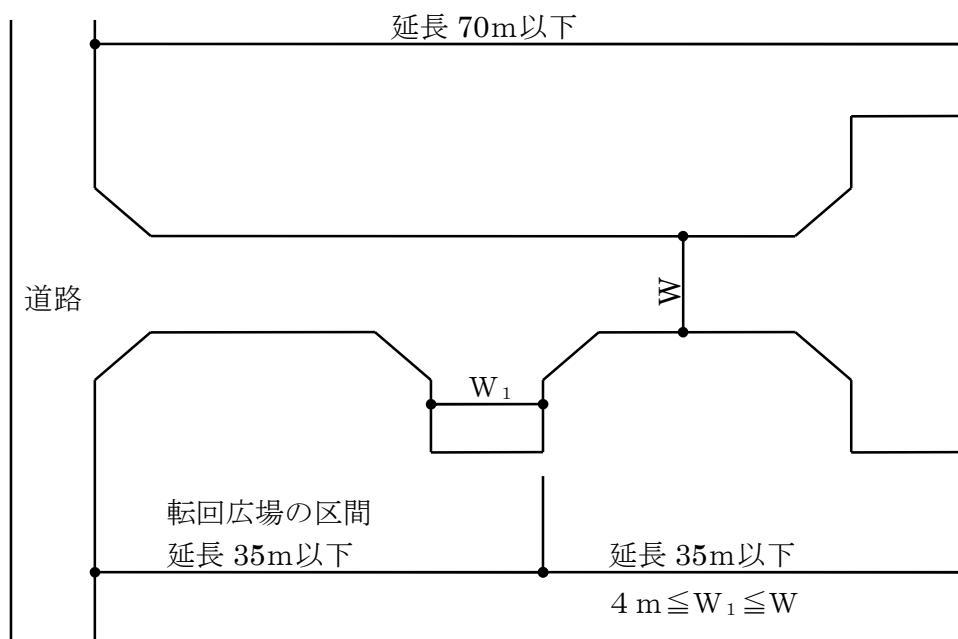
※ W : 本線の有効幅員

※ W ≧ 6 m の場合は、延長 35m を 50m に読み替える。

(2) 転回広場を設ける場合、次のいずれかに該当する場合。

ア 指定道路の延長が起算点から 70 メートル以下であり、有効幅員が 4 メートル以上 6 メートル未満のもので、終端及び区間 35 メートル以内ごとに転回広場を設けたもの。

イ 指定道路の延長が起算点から 100 メートル以下であり、有効幅員が 6 メートル以上のもので、終端及び区間 50 メートル以内ごとに転回広場を設けたもの。



※ W : 本線の有効幅員

※ W₁ : 転回広場の有効幅員

※ W ≥ 6 m の場合は、延長 70m を 100m に転回広場の区間 35m を 50m に読み替える。

図 2

(3) 指定道路の終端をロ字型（ロ字型道路とは、1 宅地以上の宅地を囲むように道路があるものをいう。（以下この基準において同じ。））を設ける場合で、次のいずれかに該当する場合。

ア 指定道路の有効幅員が 4 メートル以上 6 メートル未満のもので、他の道路からロ字型道路に至るまでの延長が 50 メートル以下のもの。

イ 指定道路の有効幅員が 6 メートル以上のもので、他の道路からロ字型道路に至るまでの延長が 70 メートル以下のもの。

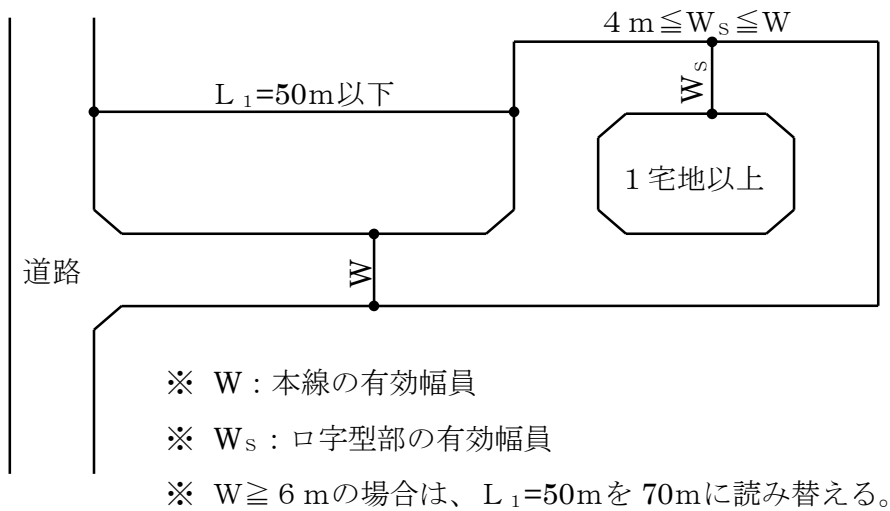


図 3

- ウ 指定道路の有効幅員が4メートル以上6メートル未満のもので、他の道路から口字型道路に至るまでの延長が70メートル以下のもので、区間35メートル以内ごとに転回広場を設けたもの。
- エ 指定道路の有効幅員が6メートル以上のもので、他の道路から口字型道路に至るまでの延長が100メートル以下のもので、区間50メートル以内ごとに転回広場を設けたもの。

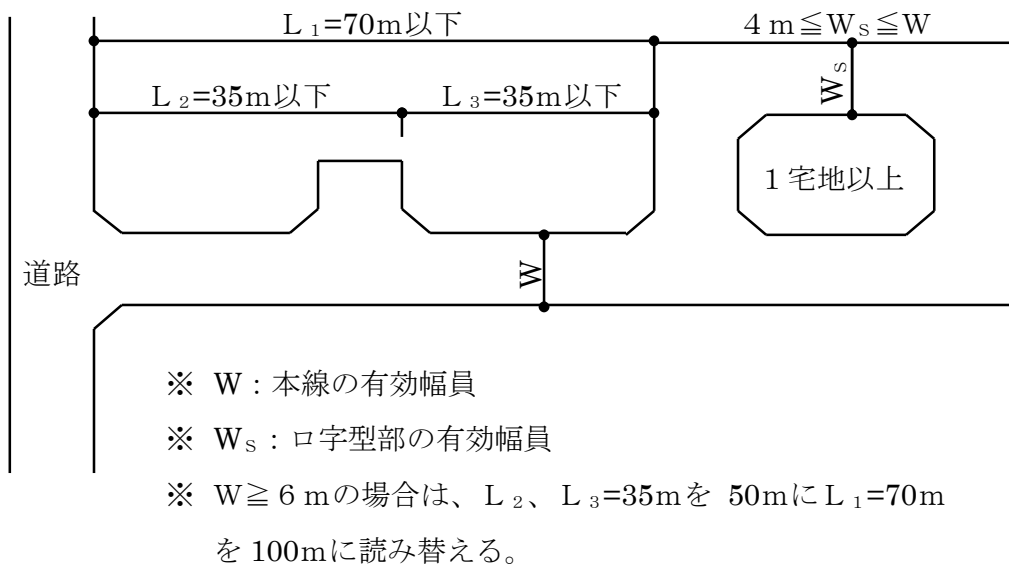
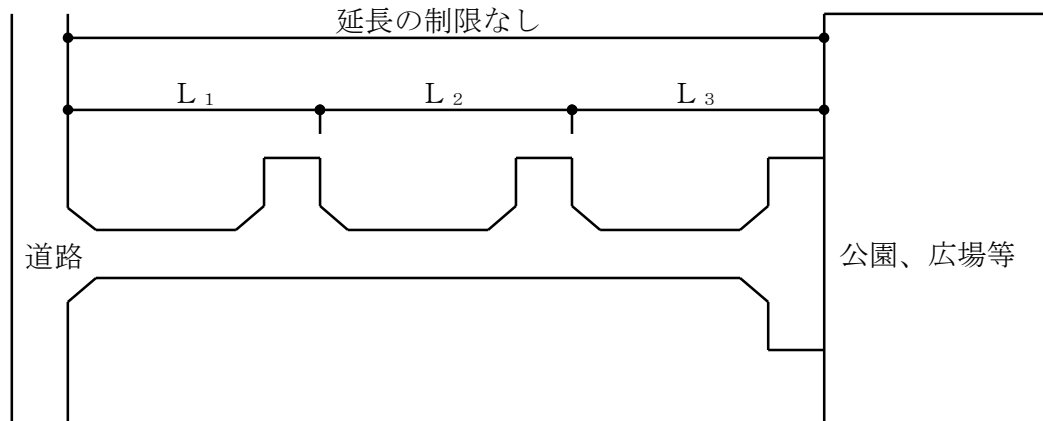


図 4

2 指定道路が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず延長の制限はしない。

- (1) 一端が道路に接し、かつ、他の一端が国、地方公共団体又はそれらに準ずる団体が管理する公園、広場等で将来にわたり緊急時の避難及び通行の安全上支障をきたす恐れのないものに接する場合で、第1項第2号に規定する転回広場を設けたもの。



※ L₁、L₂、L₃における転回広場の区間は、第1項第2号に規定による。

図 5

- (2) 一端が他の道路に接し、他の一端が里道等（第5条に規定する他の道路以外のものをいう。）で有効幅員が1.8メートル以上あり、将来にわたり車両の通行等に支障のきたす恐れのないものに接続する場合であり、区域内の終端付近に1箇所以上の転回広場を設けたもの。

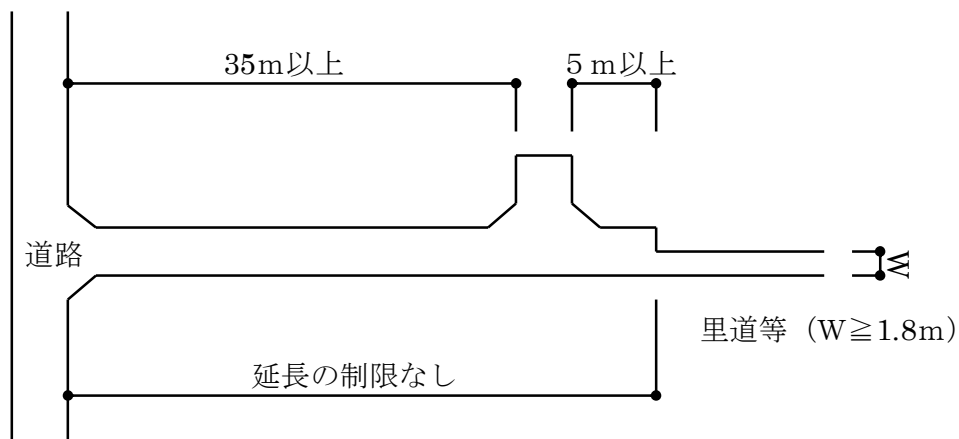


図 6

(指定道路の延長制限の起算点の特例)

第7条 指定道路が既存の袋路状道路に接する場合の延長の起算点及び転回広場の起算点は次の各号による。

- (1) 有効幅員が6メートル以上の国、府又は市道（以下「市道等」という。）に接続する場合は、延長及び転回広場の起算点は指定道路の起算点から測定する。

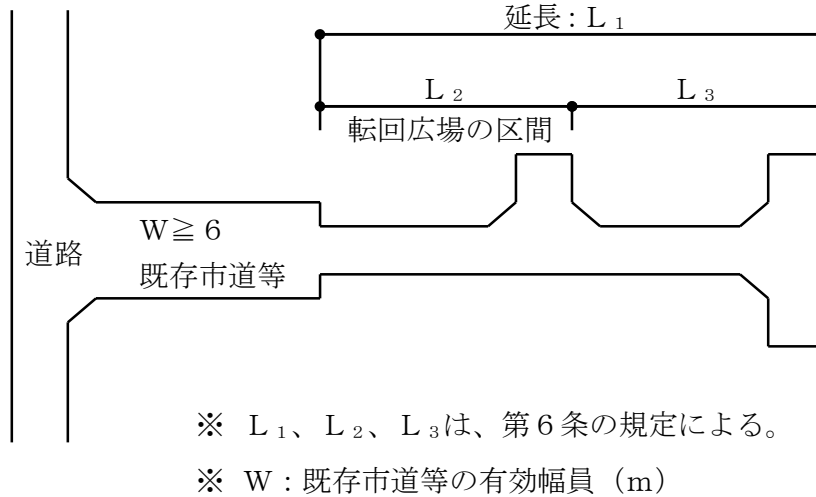


図 7

- (2) 有効幅員が4メートル以上6メートル未満の市道等及び有効幅員6メートル以上で市道等以外の道路に接続する場合は、延長の起算点は指定道路の起点とし、転回広場の起算点は既存袋路状道路の起点とする。

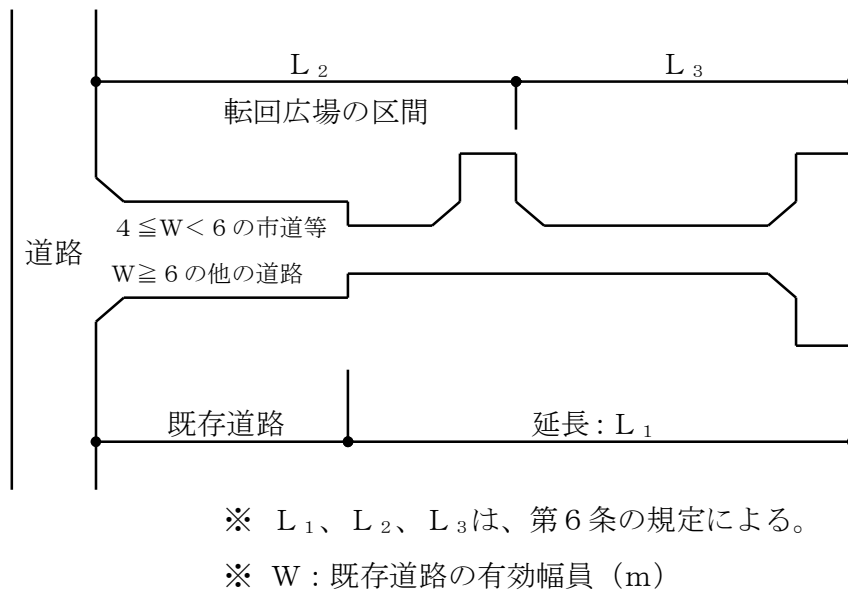


図 8

- (3) 前2号以外の道路に接続する場合は、延長の起算点及び転回広場の起算点は既存袋路状道路の起点とする。

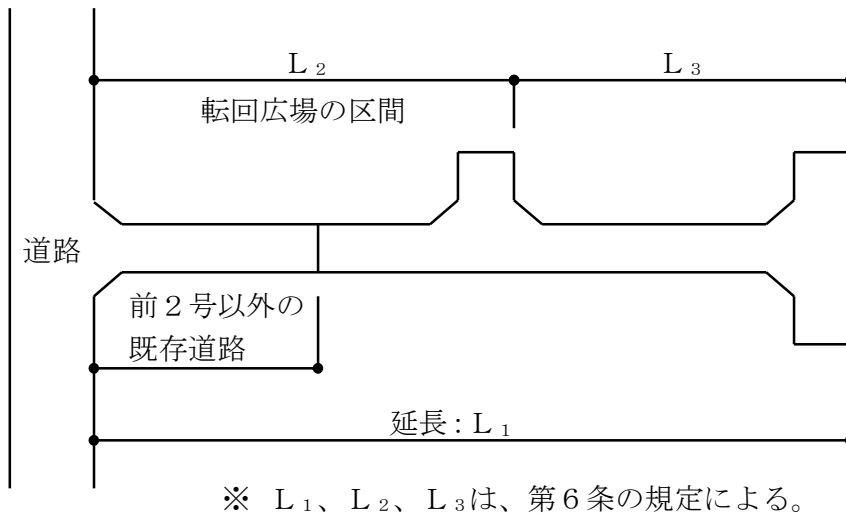


図 9

- (4) 第2号及び第3号の規定に適合するため、既存袋路状道路に転回広場を設置する必要があるにもかかわらず既存建築物等により設置が困難である場合で、当該指定道路の有効幅員が4メートル以上6メートル未満の場合は、当該指定道路の起点付近かつ転回広場の起算点より50メートルまでに転回広場を設けることにより、当該規定に適合するものとみなすことができる。

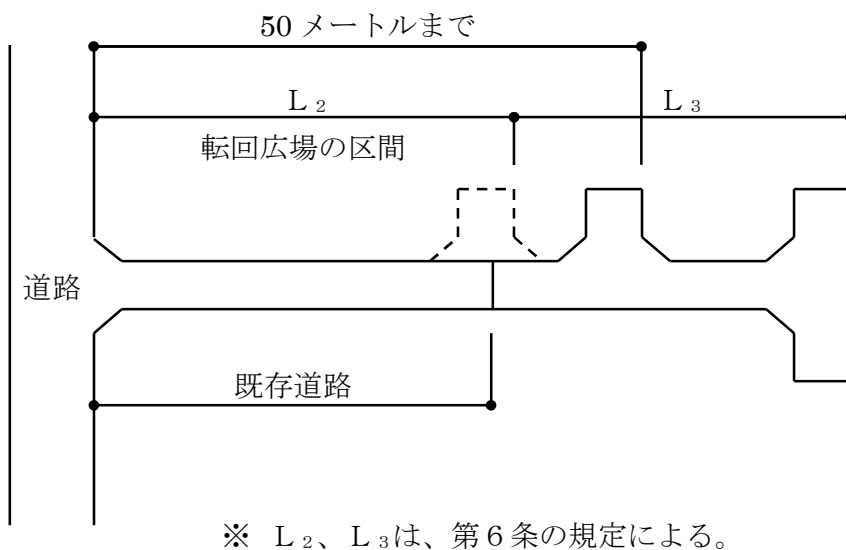


図 10

(指定道路の幅員)

第8条 指定道路は、有効幅員を4メートル以上確保しなければならない。なお、有効幅員は、下図のとおり測定するものとする。

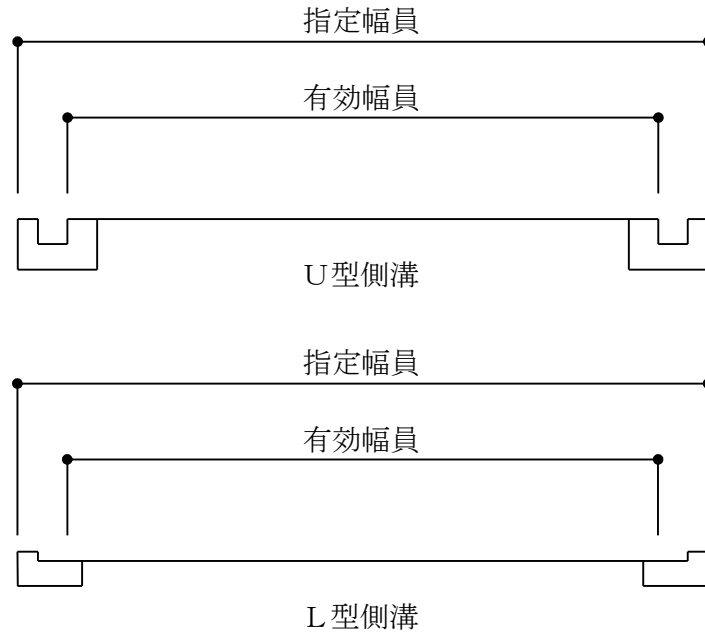


図 11

(指定道路のすみ切り)

第9条 指定道路が他の道路若しくは他の指定道路と同一平面で交差し若しくは接続し又は屈曲する箇所には、次表に示す値のすみ切りを設けなければならない。ただし、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。

道路交差部のすみ切り長さ

指定道路の幅員	接続道路の幅員	すみ切りの長さ (L)
4.7m以上	4.0m以上	2 m × 2 m以上
4.7m以上	6.0m以上	2 m × 2 m以上
6.7m以上	4.0m以上	2 m × 2 m以上
6.7m以上	6.0m以上	3 m × 3 m以上

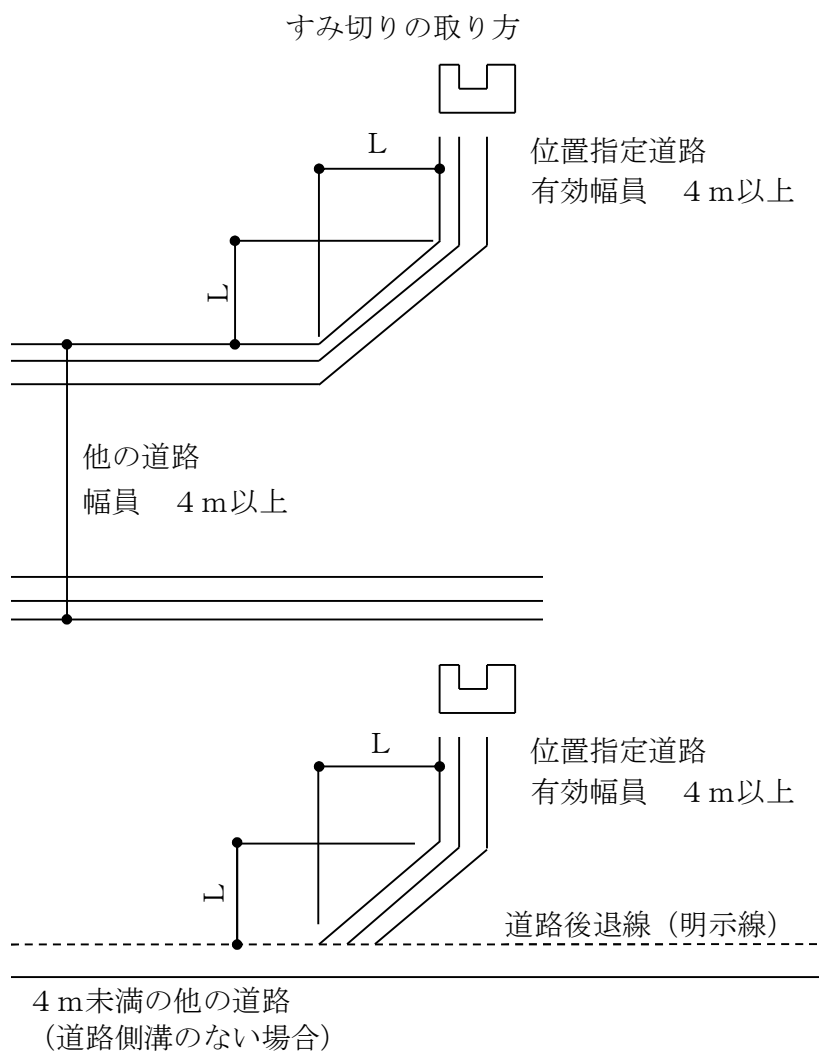


図 12

2 既存の建築物、工作物、擁壁等周辺の状況により前項のすみ切りを設けることが困難な場合は、原則として下図のようなすみ切りを設けるものとする。

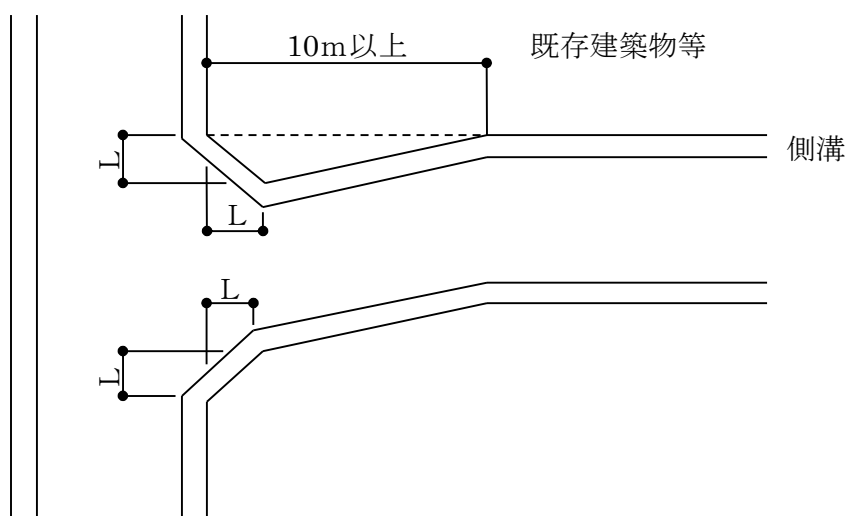


図 13

3 第1項において交差、接続又は屈曲により生ずる内角が60度未満となる場合は、剪除長さ（隅角部を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さ）が次表に示す値のすみ切りを設けなければならない。

交差する道路幅員 (W)		剪除長さ (L)
6 m以上	6 m以上	3 m以上
6 m以上	6 m未満	2 m以上
6 m未満	6 m未満	2 m以上

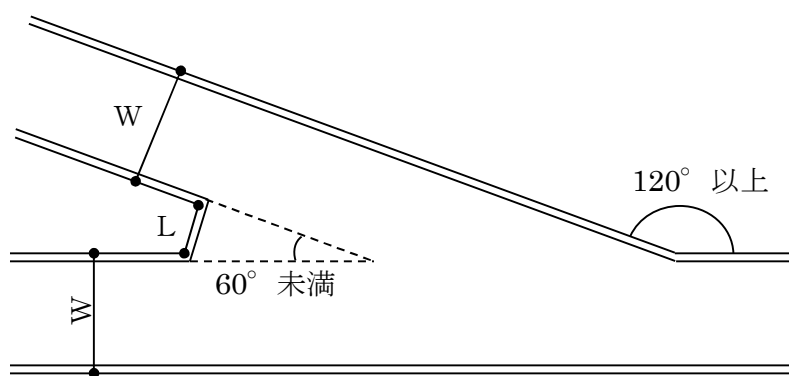


図 14

4 指定道路と接続する道路に歩道（工作物により区画されており、かつ原則として幅員が1.5メートル以上であること。）がある場合は、前3項の規定にかかわらず、すみ切りは不要とする。

(指定道路の延長及び本数)

第10条 指定道路の延長の測定及び指定道路の本数の算定は、次のとおりとする。

(1) 指定道路の延長は、道路の中心線で測るものとする。

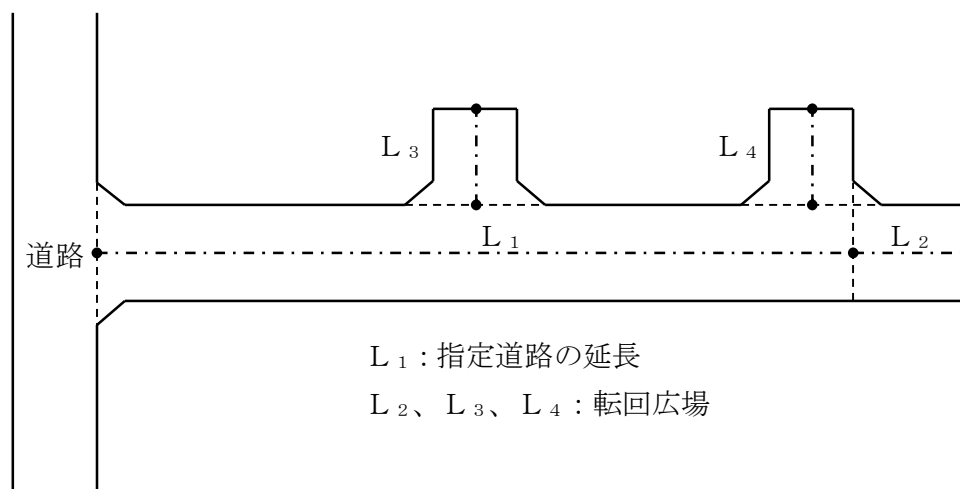


図 15

(2) 指定道路の本数は、道路の角度の変化する点までの区間を1本として算定する。

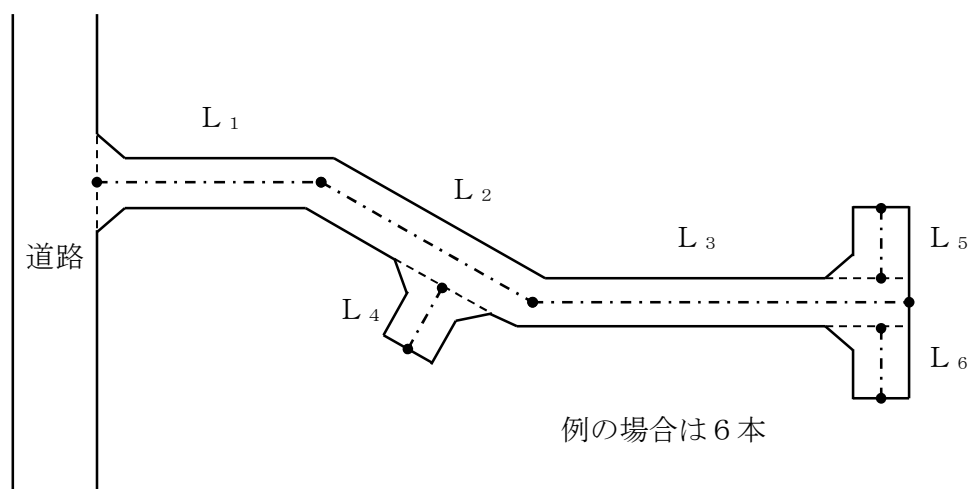
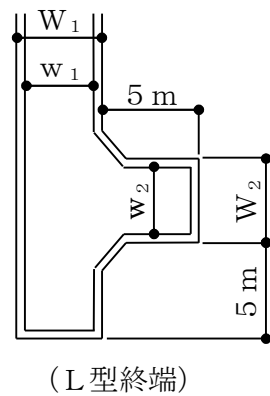
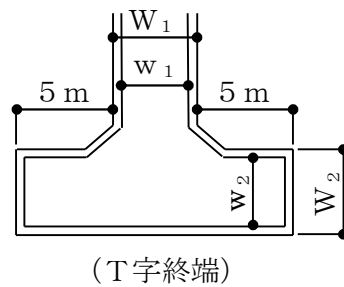
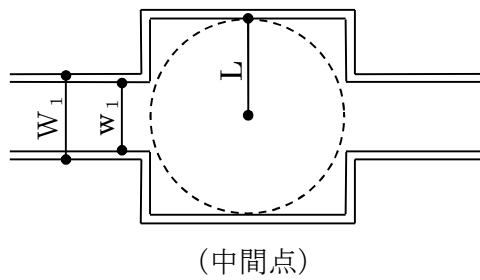
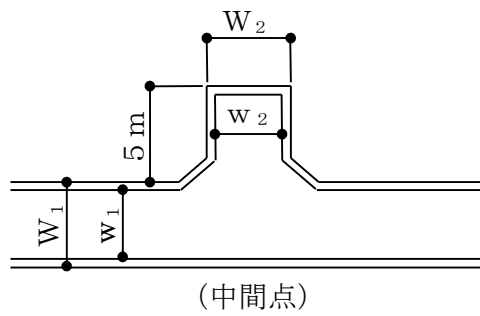


図 16

(自動車の転回広場)

第 11 条 転回広場の形態は、下図のとおりとする。



W_1 : 指定道路幅員

w_1 : 指定道路有効幅員

W_2 : 転回広場幅員

w_2 : 転回広場有効幅員

$4 \text{ m} \leq w_2 \leq w_1$

L : 有効で半径 6 m 以上の
円が内接する

2 指定道路の転回広場は敷地の状況に応じ、下図のとおり最大 15mまで延長することができる。

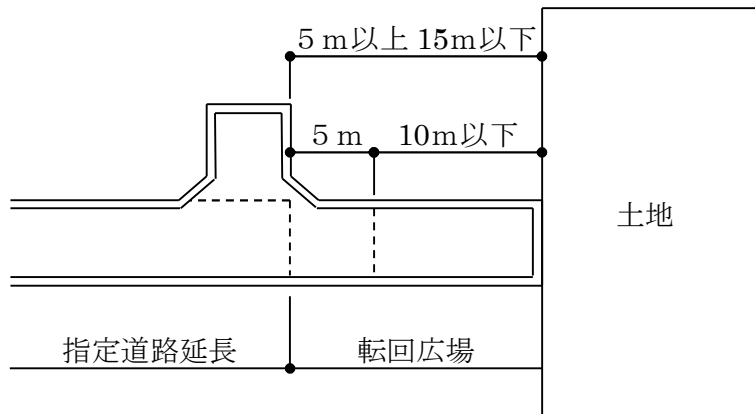


図 18

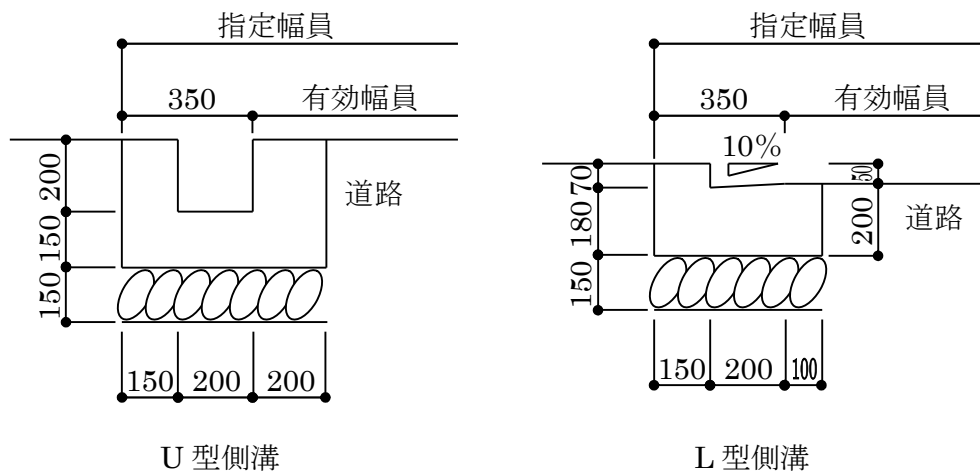
(指定道路の構造)

第 12 条 指定道路の路面は、原則としてアスファルト舗装とする。

2 指定道路の縦断勾配は 9 パーセント以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合には、小区間に限り 12 パーセント以下とすることができる。なお、縦断勾配が 9 パーセントを超える場合は、滑り止め処置を施すものとする。

3 指定道路の横断勾配は 1.5 パーセント以上 2 パーセント以下とする。

4 指定道路の側溝は、U 型又は L 型側溝現場打ちとし、その構造は下図のとおりとする。



※単位：mm

図 19

(指定道路の付属物)

第 13 条 指定道路には、通行の安全を確保するために必要と認められるときは、交通安全施設を設置する等、適切な処置を講じなければならない。

(指定道路の突出物)

第 14 条 指定道路内に突出建築物等がある場合は、除却しない限り道路の位置の指定は行わない。

(排水施設)

第 15 条 指定道路及びこれに接続する敷地内の排水施設は、周辺の状況により判断して区域及びその周辺に溢水等の起こらない措置を講じなければならない。

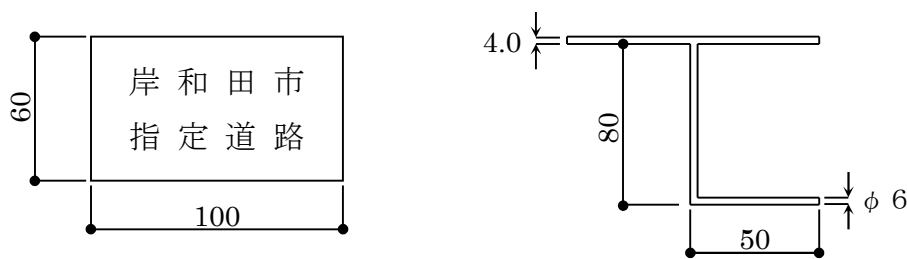
2 前項の排水施設は、条例により定められた岸和田市開発行為等に関する技術基準に基づいて設置するものとする。

3 排水施設の末端については、有効かつ適切に排水できる公共下水道、河川、水路等（以下「排水路等」という。）に権利者及び管理者の承認を得て接続しなければならない。

4 排水施設が指定道路から排水路等に直接接続できない場合は、開発者は当該排水路まで管路敷（原則として幅 1.5 メートル以上）を区域内に設定し、常時適切な排水の管理が行えるようにしなければならない。

(標識の設置)

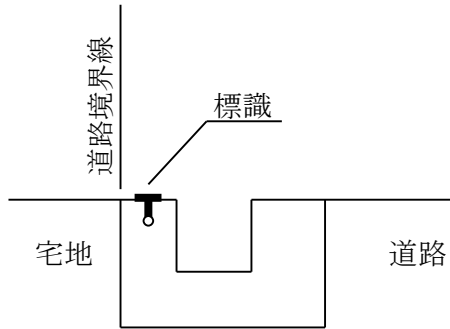
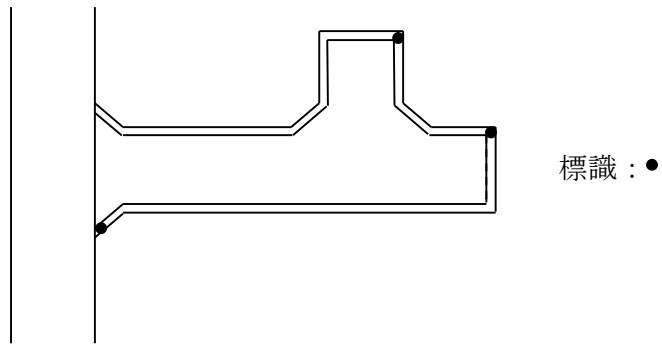
第 16 条 岸和田市建築基準法施行条例第 4 条に定める標識は、次に示すものとし、指定道路の起終点及び市が指定する位置に設置しなければならない。



標識 単位：mm

材質：真鍮

文字：刻印のうえ黒エナメルペイント塗



取り付け位置の例

図 20

参 考

1. 岸和田市建築基準法施行細則様式第1号
2. 添付書類及び指定図面作成要領

道路の位置の指定・変更の承認・廃止の承認申請書

年 月 日

岸和田市長様

申請者 住所
氏名

印

建築基準法第42条第1項第5号

の規定による道路の

位置の指定

変更の承認

を申請します。

岸和田市建築基準法施行条例第5条

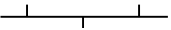
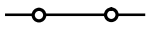
廃止の承認

この申請書及び添付図書の記載事項は、相違ありません。

位 置	地 名	岸和田市					
	地 番	地目	面積 (㎡) ()内は実測面積	土 地 関 係		建 築 物 (工 作 物) 関 係	
			()	所有者氏名	権利関係者氏名	所有者氏名	権利関係者氏名
			()				
			()				
			()				
			()				
			()				
	合 計		()				
道 路	番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)	面 積 (㎡)		方 向	
				すみ切りの部分	道路の部分		
	合計 本						
工 事 着 工 日			年 月 日			備 考	
工 事 完 成 日			年 月 日				
指 定 年 月 日			年 月 日				
						岸和田市受付欄	

番号	添付書類	縮尺	作成上の留意点
1	位置指定申請書 (変更・廃止・承認申請) 様式第1号	1/2,500	地番は全筆記入することとし、一部申請は認めないものとする。地番が多い場合は、申請者印で割印し継ぎ足すこと。 指定道路は分筆し、公衆用道路登記を行うこと。道路の本数は、方向が変わる毎に1本とし、方向はN〇〇° E (W) とする。 道路面積は、求積図による。
2	委任状		申請手続きを代理人が行う場合。
3	印鑑証明書		申請者、所有者、権利者のもの。 本申請受付日より3ヶ月以内のもの。 法人の場合は、資格証明も添付。
4	その他の証明書		登記簿謄本上の住所と印鑑証明書における住所の異なる場合は、住民票が必要。
5	事前協議書		正本に原本。副本に写しを添付。
6	位置図		建設指導課備え付けのものに赤色で表示。
7	地籍図		法務局の写し。 転写した場所、年月日及び転写した者の氏名を記入。 申請地(黄)、水路(青)、里道(赤)を表示。
8	登記事項証明書		申請地域内の土地と建物のもので本申請受付日より3ヶ月以内のもの。
9	宅地造成等の規制(写)		宅地造成等規制法に該当する工事があれば、許可通知書、検査済証の写しを正本に添付。但し原本照合が必要。
10	農地転用(写)		申請区域内の土地の地目が田、畑の場合。 正本に写しを添付。但し原本照合が必要。
11	官民境界明示指令書		里道、水路、国道、府道、市道等の官有地との境界があるとき。 正本に写しを添付。但し原本照合が必要。
12	占用、掘削許可書		官有地を占用もしくは、掘削等の工事を行うとき。 正本に写しを添付。但し原本照合が必要。

13	流末排水路管理者の承諾		水路管理者との協議経過書を添付。
14	私道通行承諾等		通行等の承諾、私有水路（下水道管）への放流等の承諾。 土地の謄本、印鑑証明書が必要。
15	現況図	1/250 以上	方位、形状、地盤高を記入。区域境界線周辺についても形状、地盤高を記入。
16	土地利用計画図	1/250 以上	方位、区域境界線、指定道路の位置、形状（幅員、延長、すみ切り）、計画戸数区割り、宅地面積及び用途について記入。
17	造成計画平面図	1/250 以上	方位、区域境界線、指定道路の位置、形状、勾配、切土（黄）、盛土（赤）を表示。擁壁の位置、形状、計画地盤高を記入。
18	造成計画断面図	1/250 以上	申請区域の縦横断面2面以上について作成。
19	擁壁の構造図等	1/50 以上	高さH>1.0mについては、擁壁寸法、材料の種類、透水層の位置、水抜き穴配置図が必要。 RC構造、重力式擁壁については、構造、安定計算が必要。 宅地造成等規制法区域外のH>2.0mの場合は、工作物確認通知書及び検査済証を添付。
20	道路計画縦断図	1/250 以上	勾配、現況GL、計画GL
21	排水計画平面図	1/250 以上	
22	排水計画縦断図	1/250 以上	
23	給水計画図	1/250 以上	
24	求積図	1/250 以上	全体求積図、指定道路求積図、宅地割求積図
25	現況写真及び工事写真		写真は全てカラーで現況、竣工、各工程をA4版で整理。

26	道路位置指定申請図	<p>記入事項</p> <p>①承諾書</p> <p>申請区域内の土地、建物に関する全権利者の住所、氏名及び承諾印を捺印し、印鑑証明書の印と一致すること。備考欄には、権利者の承諾に関し特記すべき事項を記入。</p> <p>②付近見取図</p> <p>③地籍図</p> <p>水路（青）、里道（赤）、申請区域（黄）を表示し、申請時の地番を記入。</p> <p>④土地利用計画図</p> <p>接続道路の種類、名称及び幅員 申請地及び隣接地の地番 権利者の氏名 地番界は  で表示 申請区域は  の太線で表示 指定道路の位置（朱線）、方位、延長、幅員、標識位置、中心線及びすみ切りを記入。 （単位はメートル、小数点以下2位まで）</p> <p>⑤道路横断図（構造図）</p> <p>⑥排水施設（構造図）</p> <p>注意事項</p> <p>①指定原図を使用すること。白焼原図は正本に添付し袋に入れて最後に綴じる。</p> <p>②申請地内に都市計画道路、公園等の都市計画施設があれば記入。</p> <p>③申請地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置を記入。</p> <p>④付近見取図、道路構造図、道路横断図及び土地に高低差がある場合は、その断面を記入。</p> <p>⑤図面作成者の住所、氏名、捺印及び連絡先（電話番号）を記入。</p>
----	-----------	--

	検査		①明示杭を出しておくこと。(復元を含む) ②宅地の整地 ③道路施設、下水道施設等の清掃
--	----	--	---